

大和市道路照明灯LED化ESCO事業評価要領

1. 目的

この要領は、「大和市道路照明灯LED化ESCO事業」の受注候補者を選定するための評価基準について定めるものである。

2. 評価手順

(1) 資格審査（1次審査）

事務局において、参加希望者が資格要件を満たしているかどうかについて参加申込等により審査し、別添「評価基準表」に基づき評価を行う。

なお、参加者希望多数の場合は、1次審査の結果に基づきプロポーザル参加者を絞る場合がある。

(2) 企画提案（2次審査）

評価委員会は、参加者による企画提案のプレゼンテーションを受けながら、企画提案書の内容と業務姿勢・対応能力について、それぞれ別添の「評価基準表」に基づき評価を行う。

(3) 最優秀候補者の選定

原則、プレゼンテーション実施後に評価委員会を開催し、合計点が最も高い提案者を最優秀受注候補者、次に合計得点が高い提案者を次点受注候補者とし、最優秀受注候補者と契約締結に向けた個別交渉を行う。また、最優秀受注候補者との個別交渉が合意に達しなかった場合には、次点受注提案者と個別交渉を行う。

なお、合計点数が同数の場合には、「総合的事項」の点数が高い提案者を最優秀提案者とする。合計点数が同数であり、かつ「総合的事項」の点数も同数である場合、提案者評価委員会委員長が高く点数を付けていた提案者を最優秀提案者とする。

3. その他

正常な選考を妨げる行為、大和市道路照明灯LED化ESCO事業に係るプロポーザル実施要領に反する行為を行った提案者は失格とする。